

○草津市廃棄物処理施設整備委員会設置要綱

平成22年4月1日

告示第63号

改正 平成23年4月1日告示第96号

平成25年4月1日告示第79号

平成26年4月1日告示第88号

平成28年10月4日告示第266号

平成29年4月1日告示第35号

(設置)

第1条 草津市が整備する廃棄物焼却施設およびリサイクル施設（以下「廃棄物処理施設」という。）の整備を円滑に推進することを目的として、草津市廃棄物処理施設整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物処理施設の機能等の施設の内容に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設が環境に与える負荷に関すること。
- (3) 廃棄物処理施設で行う発電やその余熱の利活用に関すること。
- (4) 廃棄物処理施設の周辺地域の環境対策および振興に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者を委員とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長および副委員長を各1人置き、委員長は草津市副市長の事務分担等に関する規則（平成28年草津市規則第52号）第2条第2号に掲げる副市長、副委員長は環境経済部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（関係人の出席）

第6条 委員長は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

（部会）

第7条 委員会の専門的事項を検討するため、別表第2に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会には、部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。

3 部会の委員は、委員長が任命する。

（庶務）

第8条 委員会に関する庶務は、環境経済部廃棄物処理施設建設室において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年4月1日告示第96号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日告示第79号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日告示第88号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年10月4日告示第266号）

この要綱は、平成28年10月4日から施行する。

付 則（平成29年4月1日告示第35号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長

総合政策部長
総務部長
まちづくり協働部長
環境経済部長
健康福祉部長
子ども家庭部
都市計画部長
建設部長
上下水道部長
教育部長

別表第2（第7条第1項関係）

名称	所掌事務
廃棄物処理施設整備部会	廃棄物処理施設の規模、構造、機能、環境負荷等の検討に関すること
廃棄物処理施設周辺環境整備部会	廃棄物処理施設周辺地域の環境対策、振興等に関すること